

令和8年度ポタリングマップを活用した緑川流域誘客及び周遊促進事業業務委託 仕様書

1 業務名

令和8年度ポタリングマップを活用した緑川流域誘客及び周遊促進事業業務委託（以下「本業務委託」という。）

2 事業目的

令和7年度において、緑川流域の4町が連携し、各町の観光名所や地域資源等を自転車で巡る「ポタリングコース」を設定するとともに、コース上の観光名所等を紹介するポタリングマップを制作した。

一方、令和8年7月に発生した令和8年熊本地震（以下「震災」という。）により、緑川流域においても周辺地域等に一部被害が生じている。また、震災の影響により、令和8年度は緑川流域における観光需要の落ち込みや観光客数の減少が懸念されることから、地震後の地域の状況を踏まえながら、具体的には、ポタリングマップに掲載する観光名所等をチェックポイントとして設定し、各チェックポイントにQRコードを活用したパネルを設置することで、来訪者が各町の観光名所等を巡りながらポイントを獲得する「デジタルポタリング巡り（ポイントキャンペーン）」を実施する。これにより、4町を一体的に周遊する動機を創出し、観光施設等への来訪促進を図るものとする。

さらに、本キャンペーンの実施に合わせ、観光・旅行等の分野において発信力を有するインフルエンサーを起用し、緑川流域4町を自転車で巡る（ポタリング）動画を制作するとともに、SNS等を活用して広く発信を行う。これにより、行政からの情報発信だけでは届きにくい地域外の潜在的な観光客に対して、緑川流域の観光資源や周遊の魅力を効果的に発信し、誘客及びキャンペーンへの参加促進を図る。

なお、動画の制作・発信に当たっては、令和8年熊本地震からの復興に向けて歩みを進める地域の姿を適切に発信するとともに、地震後も訪れることができる観光地や地域の魅力を併せて紹介することで、「観光による復興」という観点から地域の魅力を発信し、観光需要の回復及びさらなる誘客につなげる必要がある。

以上のことを主な目的として、本業務の委託を実施するものである。

3 本業務委託の内容

次の（1）から（6）までの業務を一体的に実施すること。

（1）デジタルポタリング巡り（ポイントキャンペーン）の企画・実施

ポタリングマップに掲載する観光名所等を活用し、来訪者が4町を周遊する仕組みとして、QRコードを活用したデジタルポタリング巡り（ポイントキャンペーン）を企画・実施する。具体的な業務は以下の通り。

（ア）QRコード等を活用したポイント取得フォームの構築

（イ）チェックポイント用QRパネル等の制作

- (ウ) キャンペーンへの参加方法及び運営上のルールの設定
- (エ) キャンペーンの広報
- (オ) キャンペーンへの参加者数、ポイント取得状況等の集計、分析
- (カ) キャンペーン参加者へのプレゼントの準備及び発送
- (キ) その他キャンペーン実施に必要な業務

(2) インフルエンサーによる周遊動画制作

緑川流域4町の観光情報を地域外へ効果的に発信するため、インフルエンサーを起用し、ポタリングコースを実際に自転車で巡り、緑川流域4町の観光名所、飲食、地域資源等を紹介する動画を制作する。具体的な業務は以下の通り。

(ア) インフルエンサーの選定・起用

インフルエンサーの選定に当たっては、次の事項を考慮すること。

- (a) 旅行・観光、自転車、アウトドア、地域体験等との親和性があること
- (b) 県外を含む広域的な情報発信力があること
- (c) 過去の観光PR等における実績があること
- (d) フォロワー等の属性及び発信地域に親和性があること

(イ) ポタリングマップ周遊動画の制作

起用したインフルエンサーが、ポタリングコースを実際に自転車で巡る様子を、緑川流域4町の観光名所、飲食、地域資源等の紹介と絡めて動画を制作すること。なお、動画は、単なる観光施設の紹介にとどまらず、「自転車で巡る楽しさ」や「緑川流域4町を周遊する魅力」、「地域ならではの食や体験」、「地域の魅力」「熊本地震からの復興の様子」等が伝わるストーリー性のある内容とすること。また、制作する動画の時間は1町10分程度（ショート動画及び3分程度の動画を2本程度想定）の内容とし、その構成や撮影場所、撮影方法、出演者等については、受託者から企画提案を行い、委託者と協議の上決定すること。

(3) 周遊動画の各SNSによる発信

制作した動画について、起用したインフルエンサーのSNSを活用して発信すること。発信に当たっては、単に動画を公開するだけでなく、QRポイントラリーキャンペーンへの参加を促すなど、動画視聴から実際の来訪・周遊につながる導線を構築すること。また、本業務の実施に当たっては、令和8年熊本地震からの復興を重要なテーマとして位置付けること。ただし、被害状況を強調するものではなく、「復旧・復興が進んでいる地域」、「現在訪れることのできる各町の観光施設等」、「観光客が訪れることによる地域経済への貢献」等を適切に発信し、復興につながる内容とすること。なお、活用するSNSについては、インスタグラム、youtubeを想定しているが、これら以外の手段で効果的なものについての提案を妨げないものとする。

(4) Web 広告等の活用による認知拡大および誘客促進

制作した周遊動画や「デジタルポタリング巡り（ポイントキャンペーン）」の認知を高め、地域外からの誘客およびキャンペーンへの参加を強力に促進するため、Web 広告等を企画・配信すること。具体的な業務は以下の通り。

(ア) 広告配信計画の策定・実施

ターゲット属性（自転車愛好家、アウトドア層、周辺地域の観光・旅行関心層等）やエリア（熊本県内および近隣県等の潜在層）を適切に設定し、最も効果的な配信手法・予算配分等を提案の上、広告の運用・配信を行うこと。

(イ) 活用する広告媒体の選定

SNS 広告（Instagram、YouTube、Facebook 等）や検索連動型・ディスプレイ広告等、効果的な媒体を選定して広告を出稿すること。なお、インフルエンサーのアカウントを活用したタイアップ広告やブースト配信（既存投稿の広告化）等についても効果的な手法を検討・提案すること。

(ウ) 広告クリエイティブの制作・最適化

制作した動画やキャンペーン画像等を活用し、視聴者の目を惹き「行ってみたい」「キャンペーンに参加したい」と思わせる広告クリエイティブ（動画・画像・テキスト等）を作成すること。また、運用期間中は配信結果に応じてテキストやクリエイティブの調整・最適化を適宜行うこと。

(エ) キャンペーン・動画視聴への誘導

単に広告を表示させるだけでなく、広告から動画の視聴や「デジタルポタリング巡り」の特設ページ（ポイント取得フォーム等）へのアクセス・参加にスムーズにつながる動線を確保すること。

(5) 効果測定・分析

本業務の実施効果を客観的に把握するとともに、次年度以降の観光施策や周遊促進事業への継続的な改善・活用につながる実効性の高い分析・検証を行うこと。具体的には、以下の項目等について集計・測定および分析を行い、成果と課題を整理した業務報告書として取りまとめること。報告書の作成に当たっては、令和8年熊本地震からの復興を視野に入れ、次年度以降の緑川流域における観光振興やポタリング事業の持続的な推進に直接活用できる具体的な改善提案を含めること。

(ア) 動画および SNS 等の発信効果分析

- ・動画再生回数、リーチ数、インプレッション数
- ・エンゲージメント（いいね、コメント、シェア、保存等）の数および反応傾向（どのような要素・スポットが関心を集めたかの傾向分析）

(イ) プロモーション施策に伴う参加者数の増加推移（増加幅）分析

- ・Web 広告の配信開始、インフルエンサーによる動画投稿・SNS 発信等の各施策の実施タイミングに応じた、デジタルポイントラリー新規参加者数・ポイント取得数の推移および増加幅の測定
- ・どの広告媒体・発信手法が参加者獲得に最も寄与したかの相関分析（次年度の広告予算配分や発信時期の最適化に活用するため）

- (ウ) 「デジタルポタリング巡り」の周遊・利用実態分析
- ・参加者数、チェックポイントごとのQR取得数
 - ・4町ごとの立ち寄り傾向および周遊ルート・回遊パターンの抽出（どの町・どのスポットが起点・立ち寄り先として選ばれたか等の傾向分析）
- (エ) 来訪者属性および行動変容の把握（アンケート調査等）
- ・ポイント取得フォームやSNS等を活用した参加者・視聴者への簡易アンケートの実施（性別・年代・居住地・主な移動手段・来訪回数等）
 - ・イベント満足度および次年度以降の「再来訪意向」「他者への推薦意向（NPS等）」の把握
- (オ) 次年度に向けた改善提案および展開方針の策定
- ・取得データに基づく「効果が高かった発信手法」および「周遊されやすかったスポット・コース」の分析
 - ・課題の抽出（周遊されにくかったエリアやボトルネックの特定）と、次年度のコース見直し・誘客施策等に向けた具体的な改善策・提言の整理
- (カ) その他、誘客効果を把握するために有効な指標
- 修正後のチェック用リスト（概要）上記（ア）から（オ）のほか、緑川流域4町への直接的・間接的な誘客効果や地域経済・認知度向上への貢献度を多角的に把握するために有効な各種指標の分析

4 委託期間

契約日から令和9年3月26日（金）まで

5 委託金額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務完了報告

業務完了報告にあたっては、以下のものを提出すること。

(1) 成果品の納品について

納品物	納品方法等
業務完了報告書	・業務報告書については、紙媒体（1部）及び電子データ（CD-R） ※市販されているソフトウェアで編集可能な形式（Microsoft office 及び Adobe illustrator・InDesign 等。Just Systems 一太郎は除く）またはPDFデータで納品すること ・制作動画については、電子データ（CD-R）
制作動画データ	
本業務で撮影・制作した写真、動画その他のデータ	
その他、委託者が必要と認めるもの	

7 進捗報告

本業務の委託期間を踏まえ、受託者は委託者と密に連携を図り、委託者の意向により随時打合せを行い、打合せ後には打合せ簿を速やかに提出すること。

また、各施策の実施状況や打合せ内容等の経過・実績については、適宜、書面（メール等の電子データを含む）により報告を行うこと。

8 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、本業務委託の受託者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び委託者の指示によるものとする。
- (3) 本業務委託の受託者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、または疑義の生じた場合は、委託者と協議するものとする。
- (4) 本業務委託における「委託者」とは、緑川流域4町（甲佐町、美里町、御船町、山都町）で構成する緑川流域広域連携事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を指す。
- (5) 受託者は、委託者との協議および業務の実施に当たっては、構成4町それぞれの観光振興および地域連携の趣旨を尊重し、特定の町に偏重することなく、構成4町全体に不利益が生じないよう細心の注意を払って業務を履行しなければならない。

9 支払い方法

精算払いとする。

10 費用分担

受託者が本委託業務を遂行するにあたり、本仕様書の内容に基づき必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金以外の費用を負担しない。

11 再委託

受託者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定等をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

12 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) 契約締結後速やかに、業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載したもの）を提出し、委託者の承認を受けること。また、実施項目の具体的進め方については、実施前に双方協議すること。
- (2) やむを得ない事情により計画変更が発生又は発生が予測される場合は、速やかに委託者と協議すること。また、必要に応じて、計画変更申請書を提出すること。

- (3) 本業務委託における資料、根拠等は全て明確にしておくこと。
- (4) 本業務委託の受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

13 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む）所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (6) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (7) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (8) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (9) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、定める。ただし、軽微なものについては委託者の指示に従うものとする。
- (10) 本委託業務に係る協議、打合せ等の必要経費はすべて受託者の負担とする。
- (11) 天災地変、その他やむを得ない事由により、本委託業務の遂行に疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議した上で、本委託契約の内容を変更することができる。